平成２６年（フ）第５０号
宮城県白石市福岡深谷字原野町43番地
破産者　日下　仁智
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１０７号
新潟県新発田市新栄町２丁目11番５号
破産者　小杉　一吉
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２９６号
静岡県伊豆の国市田京1258番地の437　なぎの家
破産者　小松　史佳
法定代理人保佐人　出田　早苗
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
静岡県浜松市東区和田町433番地の２　ハウス鈴美２、前住所静岡県浜松市中区領家１丁目16番13号
破産者　伊藤　正吾
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６９１号
京都市右京区太秦森ケ前町21番地13　コープ森ヶ前301号、開始決定時の住所京都府京田辺市田辺中央１丁目２番地11　アトリオパーク501
破産者　平間　正昭
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５６号
京都府八幡市八幡三本橋60番地の10　梅谷住宅
破産者　山田　一実
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市相生町３丁目205番地　市住ＲＧ４―12
破産者　瀧川　幸治
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７６号
広島市南区東雲本町２丁目５番12―302号
破産者　沖原　弘明
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４号
広島県呉市神山３丁目10番２号
破産者　吉岡　久美
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１６７号
広島県呉市本通４丁目９番６号
破産者　東京玩具こと　山本　典正
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１７号
香川県丸亀市三条町626番地３
破産者　徳永　　篤
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３４８号
高知市南河ノ瀬町341番地１　ウエストハイツ102号
破産者　中村　伸二
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０号
高知県高岡郡椎原町田野々2633番地
破産者　池上　美和（旧姓河野）
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第５８４号
熊本県宇城市三角町前越850番地２
破産者　河村　基次
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第１０２６号
千葉市中央区都町１丁目２番25号
破産者　梅田　浩一
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６２号
千葉県市川市東菅野３丁目31番６号　スリーズ106号
破産者　仁井田美香（旧姓南條）
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８３号
千葉市若葉区千城台西３丁目11番４棟106号
破産者　山田　　篤
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９号
千葉県市川市塩焼５丁目７番８―501号　ローズガーデン行徳参番館
破産者　菅原　　瞳
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５９号
千葉県市川市入船６番25―202号
破産者　田口　雄一（旧名米吉）
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９１号
千葉県市原市椎の木台２丁目28番地11
破産者　徳成みづほ
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０００号
千葉県市原市辰巳台西３丁目13番地１　昭和電工辰巳台寮
破産者　野口　健一
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係